

船舶事故調査報告書

平成23年1月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成22年3月27日 16時10分ごろ
発生場所	愛知県田原市伊良湖岬灯台から真方位230° 2,800m付近 伊良湖水道航路の丸山出シ灯浮標 （概位 北緯34° 33.8′ 東経136° 59.6′）
事故調査の経過	平成22年5月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	液体化学薬品ばら積船 ^{おうわ} 王和丸、363トン 137076、大豊運輸株式会社 53.325m×9.20m×4.10m、鋼 ディーゼル機関、736kW、平成13年4月20日
乗組員等に関する情報	一等航海士 男性 59歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成5年8月25日 免状交付年月日 平成20年7月2日 免状有効期間満了日 平成25年8月24日
死傷者等	なし
損傷	本船：右舷船首部ハンドレールに曲損 灯浮標：灯火部分のハンドレールに曲損及び胴体等に凹損
事故の経過	本船は、船長及び一等航海士ほか2人が乗り組み、約125°（真方位、以下同じ。）の針路及び約10.0ノットの速力で、伊良湖水道航路北口付近に向けて伊勢湾内を南東進していた。 一等航海士は、単独で船橋当直についていたが、周囲に航行の障害となる他船がいなかったため、伊勢湾第3号灯浮標付近を通過するころから、船橋窓及び船橋ウイング周辺に溜まった黄砂を水で洗い流す作業（以下「水洗い作業」という。）に従事していた。 本船は、一等航海士が水洗い作業に注意を向け、前方の見張りを行っていなかったため、伊良湖水道航路の外側から丸山出シ灯浮標に向けて南東進していることに気付かず、平成22年3月27日16時10分ごろ、右舷船首部が丸山出シ灯浮標に衝突した。 一等航海士は、船体に接触した衝撃を感じるとともに、丸山出シ灯浮標の至近を通過したが、船体に損傷が生じているように見えなかったことから、同じ針路で伊良湖水道航路内を航行し、その後、目的港に向けて南下を始めた。

	<p>本船は、海上保安庁の指示で鳥羽港に入港し、丸山出シ灯浮標との衝突の事実を知った。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期、潮流 ほぼ北西流から南東流への転流時</p>	
その他の事項	<p>一等航海士は、本船に5～6年前から船長又は航海士として乗船しており、伊良湖水道航路の航行経験は年に約20回あった。 本船のGPSデータによれば、針路約125°で伊良湖水道航路の外側から丸山出シ灯浮標に向かい、同灯浮標を通過後も同じ針路であった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし 本船は、伊良湖水道航路北口北西方の水域において、同航路に向けて南東進中、船橋当直中の一等航海士が、周囲に航行の障害となる他船がいなかったことから、水洗い作業に注意を向け、前方の見張りを行っていなかったため、伊良湖水道航路に沿って航行していないことも、同航路の外側から丸山出シ灯浮標に向かっていることにも気付かず、同灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、伊良湖水道航路北口北西方の水域において、同航路に向けて南東進中、一等航海士が水洗い作業に注意を向け、前方の見張りを行っていなかったため、丸山出シ灯浮標に向かっていることに気付かず、同灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	